

第5回 OBD 検査モニタリング会合
—議事概要—

■議事（1） 第4回会合等における宿題事項

(資料3－1 第3回モニタリング会合宿題事項等への対応 関連質疑)

発言者	発言内容
(項目 1 関係)	
日整連	<ul style="list-style-type: none"> ○帳簿への検査実施者の氏名記載について、指定整備記録簿や保安基準適合証には検査員の氏名を書くようになっていることから、指定整備上は問題ないと思われる。 ○機構の規程上の整理ができればよいのではないか。
事務局 (機構)	<ul style="list-style-type: none"> ○(帳簿については) 元々は検査結果をお客様に説明するところまでを想定してこのような実装になった経緯がある。 ○ご意見を踏まえて検討を進めたい。

(資料3－2 電子保安基準適合証との連携イメージ案 関連質疑)

発言者	発言内容
自工会	<ul style="list-style-type: none"> ○【利用フロー（想定）】のうち<①利用登録手続き>について、連携用に新たなIDが発行されるとのことだが、OBD検査を行ううえでこのIDを入力するステップが増えるのか。それとも、予め登録しておくだけか。 ○<③保適証情報入力・OBD結果照会>について、まだ調整中とのことだが、OBD検査実施の有無が回答されるのみで、この有無にかかわらず保安基準適合証が発行できる構成を考えられているのか。それとも、OBD検査未実施であれば発行できないような工夫を入れていただけそうか。
事務局 (機構)	<ul style="list-style-type: none"> ○前者については、<③OBD検査実施>において検査結果照会を行う際、連携用IDをもとに保適証サービス上で検査結果の検索を行うため、このIDを保適証サービスに予め登録いただく形を想定している。ただし、詳細な運用については検討中のため、決まり次第周知させていただく。 ○後者については、特例措置を適用した際などサーバーのみで判断できない場合は、整備事業者の判断に委ねる必要がある。したがって、現段階では照会して結果を確認するという形で、忘れたままでの申請を防ぐような実装を考えている。
自工会	<ul style="list-style-type: none"> ○前者については、細かな運用などについてまた教えていただきたい。検査員の手間（もしあれば）やID登録等の周知については日整連なども含めて連携させていただきたい。 ○後者については、具体的な運用が決まってからの議論とはなるが、整備事

	業者の判断に委ねる必要性は認められる一方、当該整備事業者が検査未実施に気付くことができるようなワンアクションがあると助かるので、引き続き検討をお願いしたい。
事務局 (機構)	○前者については、決まり次第周知をしっかりさせていただく。 ○後者については、最終形としてはご要望の形までできたらと考えるが、長らくお待ちいただいている状況でもあるため、令和8年度中に、まずはできるところまでをしっかりやらせていただきたい。

■議事 (2) OBD 検査の運用状況

(資料4 OBD 検査の運用状況 関連質疑)

発言者	発言内容
NTSEL	○指定工場や軽検協と比べると、機構の「不適合あり」率がやや高めに見える。考えられる要因はあるか。
事務局	○機構にはユーザーや、いわゆる代行事業者が含まれるため、不適合が高めに出る可能性はある。加えて、指定工場は比較的前から準備しているのに対し、認証工場はまだ慣れていないことも一因と考えられる。 ○車種や原因などが明確に整理できているわけではないが、傾向としてはそういうことがあってもやむを得ないかと思っている。

■議事 (3) 報告されている課題

(資料5 報告されている課題 関連質疑)

発言者	発言内容
(項番 3 関係)	
機工協	○Android 版で OBD 検査ができない車種について、先ほど PIN 配置に関するものとの説明があったが、もう少し詳しく説明してほしい。 ○対象車種は現在 5 車種とのことだが、今後増えていくものなのか。
事務局 (機構)	○当該車種は OBD コネクタの PIN 配置が通常と異なっていることから通信が難しいため、Windows 版では OBD 検査/確認時に警告灯判定を行うよう処理する機能を設けているが、Android 版には当該機能はまだ実装されていないため、エラーが表示され OBD 検査/確認が実施できないものである。 ○基本的には通常の（通信による検査が可能な）PIN 配置で車両が設計されることから、対象車種があまり増えることは想定されない。
日整連	○対象車種は増えないとのことだが、当該車種について、今後 Android 版で検査できるように対応することはないのか。

事務局 (機構)	○今後 Android 版の機能を Windows 版の機能に合わせていくため、いずれは OBD 検査/確認が実施可能となる予定である。
日整連	○Windows 版と同様に、警告灯判定を行うよう処理する機能を設けることによろしいか。
事務局 (機構)	○ご認識のとおりである。
(項目 7 関係)	
日整連	○課題として報告されたテスター事業者が振興会商工組合であれば、周知徹底を図る必要があると考える。したがって、当該テスター事業者の詳細について後ほどでよいのでご教示いただきたい。
事務局	○事実関係が分かれば個別にご回答差し上げたい。
(項目 8 関係)	
JAF	○今回の事例では受検者自身で OBD 検査ができない原因を推定できたが、受検者が分からぬケースも考えられる。 ○そこで機構での基準適合性審査の取扱いについて伺うが、受検者が原因を推定できない場合、当然合格にはならないと認識しているが、審査継続、中断、不合格などどのように判定されるのか。
事務局 (機構)	○状況次第ではあるが、審査継続になると考える。
JAF	○(審査継続であれば限定自動車検査証が発行され、) 審査後に車両を持ち帰り、15 日以内であれば、指摘箇所のみ再審査を受けることが可能か。
事務局 (機構)	○審査継続と判断した場合は、そのようになる。
自工会	○自動車メーカー側として改めてご理解をお願いしたいのが、OBD コネクタはあくまで故障診断用のものなので、想定外の使用をされると報告のような事象が起きる可能性がある。定期点検等のタイミングで(整備事業者に入庫された際に) OBD コネクタに社外品を装着している車両があった場合は、必要に応じて周知していただきたい。
事務局	○機構や、整備事業者においても気になるところがあればご対応いただいているところかと思う。(このような情報は) 引き続き共有いただきたい。
(全体の構成について)	
NTSEL	○項目 7 や 8 は機構からの意見のことだが、対応欄を見るとユーザーや整備工場へ向けたお願いに見える。検査現場から来た内容に対してどのような周知が必要かを示すよう、書きぶりを変えていただくとよい。
事務局	○機構や国側への要求と、機構として皆様にお願いしたいことを分け、それが分かるように表現したほうがよいとのご指摘によろしいか。
NTSEL	○そうである。整備マニュアルの話や、検査コースに並ぶお願いなどは持ち

	込む側へのメッセージなので、そこを分ければ伝わりやすいと思う。
事務局	○承知した。今後はご指摘を踏まえ構成を工夫したい。

■議事（4） OBD 検査システム・検査用スキャンツール技術連絡会の報告

(資料6 第7回 OBD 検査システム・検査用スキャンツール技術連絡会（結果概要） 関連質疑)

発言者	発言内容
自工会	○Windows11 対応のための PC 入替えについて、(議事（6）でも説明があるかと思うが、) スキャンツール補助金は活用可能か。
事務局	○スキャンツール補助金は、構成品である PC のみの買換えも含めて適用できる。ご活用いただきたい。

■議事（5） 検査用スキャンツール認定取消し時の特例措置等

(資料7 検査用スキャンツール認定取消し時の特例措置等 関連質疑)

発言者	発言内容
日整連	<p>○論点1 (P.3) について、備付1の場合は確実に特例措置が必要と思う。備付2、3の場合は、(検査機器の変更届出はその事由が生じてから30日以内に行う制度のため) どちらも同じとして考えられる。これらの場合において、整備兼用のものは整備用に持ち出しているなどすぐに代替として使用できないことも考えられるため、特例措置を選択できるようにしてほしい。</p> <p>○論点2 (P.4) については、もし買換えが進まない懸念があるのならば、例えば期間2の買換え日まで対象とする案が一番ありがたい。買換え日の把握については、スキャンツール販売会社に問い合わせて納品計画を出すようにすれば対応できるのではないか。</p>
事務局	<p>○論点1については、備付2、3においても特例措置を選択できるようにしてほしいとの要望で承知した。</p> <p>○論点2については、ツールメーカー協力の下、期間2がよいとの要望で理解した。併せて議論させていただきたい。</p>
軽検協	○本資料は整備工場向けの内容であると理解しているが、検査用スキャンツールの認定取消しについては、機構や軽検協についても同様な取扱いになると思われる。通達案を作成されることだが、検査場の取扱いについてどのようにされるのか伺いたい。
事務局	○本件は、整備事業者が備え付けている検査用スキャンツールや事業場の運用が多種多様であり、個別に調整を行うのは困難であることから、通達に

	<p>より柔軟な対応策を確保する必要があると考えるものである。</p> <p>○機構や軽検協については、使用している検査用スキャンツールの仕様が統一されており、万が一当該ツールに不具合が発覚した場合の影響はかなり大きいため、その際の取扱いは本件とは切り分けて考える必要がある。国、軽検協、機構の3者で都度個別に議論させていただきたい。</p>
自工会	<p>○日整連と同意見となるが、論点1について、(現場視察等の経験上、スキャンツールの配置をただちに変更するのは困難であると考えるため、) 備付2、3の場合については何らかの猶予を持たせていただきたいと考えるが、今後も幅広に議論させてほしい。</p> <p>○論点2についても同様に、ツールメーカー協力の下バリエーションを持たせれば問題ないと考えるため、まずは期間2を対象として考えるのがよい。</p>
事務局	<p>○自工会も日整連と同じ問題意識を抱えているものと承知した。頂いた意見を踏まえ、実現可能性やツールメーカー側・国側でのアクションを含め検討したい。</p> <p>○本件は検査用スキャンツールを販売する側にも影響があると考えるが、自機工、機工協はいかがか。</p>
機工協	<p>○(特例措置とは別であるが、)認定取消しの際、OBD検査システムへの反映に時間がかかることで影響が大きくなる懸念がある。技術的な問題もあるとは思うが、できる限り短縮する方法を考えていきたい。</p>
事務局	○そこは1つの論点と思うので、引き続き機構と議論していただきたい。
自機工	<p>○ユーザーに対するツールメーカーからの緊急的な告知はホームページ上からしかできないケースも十分考えられるため、極力アナウンスは行うが、まずは認定取消しのOBD検査システムへの反映期間の短縮をお願いしたい。併せて、告知が間に合わない・できなかつた場合に寛大な措置が頂けるのかも相談させていただきたい。</p>
事務局	○認定取消し及び処分についてご意見を頂いたということで承知した。引き続き議論させていただければと思う。

■議事 (6) 令和7年度スキャンツール補助金

(資料8 令和7年度スキャンツール補助金の申請受付開始 関連質疑)

発言者	発言内容
NTSEL	○補助金は今年度分で終わりか、今後も継続予定か。
事務局	○年度毎に予算を確保して補助金事業を行っている都合上、各年度でクローズすることとなる。したがって、今募集している補助金については期間中に申請していただく必要がある。来年度分については予算要求中のため、決定次第、改めて説明させていただきたい。

NTSEL	○承知した。スキャンツール補助金は中長期的課題(資料9)の「事前にOBD確認を行う認証工場数の増加」にもつながってくるかと思うが、これまでの会合において今年度の補助金について申請件数が低調との話を聞き、好調でないと次年度に影響すると思い、気になっていたのでお尋ねした次第である。
事務局	○予算の執行率については補助事業者のHPをご覧いただければ分かるが、現時点ではまだ余裕があるので、ぜひ多くの方にご利用いただきたい。

■議事 (7) 中長期的課題と対応状況

(資料9 中長期的課題と対応 (案) 関連質疑)

発言者	発言内容
事務局	○現在OBD検査は順調に運用しているが、対応に数年を要するような課題が見えているならば早めに共有していきたい。この場でご意見を頂かなくとも、課題として挙げる必要性を感じたものがあれば、随時事務局までご連絡いただけするとありがたい。
－	(特に意見等なし)

■その他資料、全体を通じた質疑について

発言者	発言内容
(参考資料7関係)	
自工会	○そもそも「ご意見・ご要望フォーム」と「お問い合わせ窓口等」を分ける必要はあるのか。使い分けの案内を行ってもうまく誘導できないと思われる。
事務局 (機構)	○本当に困って問合せ対応が必要なものと、そうではないご意見・ご要望とを分けて受け付けるため現在の構成となっている。また、運用としても、いただいた内容によって、コールセンターの割振りとするか運用管理部門の割振りとするかを分けている。一方で、フォームがまとまっていた方が使いやすい面もあるかと思うので、運用の改善について今後も引き続き検討させていただきたい。
自工会	○追加のコメントとなるが、「ご意見・ご要望フォーム」について、ご協力いただける方のみ、連絡先やメールアドレスなどを書いてもらう任意設問を作る方法もあるかと思う。

(凡例)

自工会：日本自動車工業会

自機工：日本自動車機械器具工業会

機工協：日本自動車機械工具協会

JAF：日本自動車連盟

NTSEL：交通安全環境研究所

事務局：国土交通省及び自動車技術総合機構※

日整連：日本自動車整備振興会連合会

軽検協：軽自動車検査協会

※：“(機構)”と併記

以上